平成25年10月17日 (最終改訂:平成26年3月19日) 林野庁林政部木材利用課

# 木材利用ポイント事業における対象地域材の樹種及び 対象工法の申請等に係るガイドライン

本ガイドラインは、木材利用ポイント事業における対象地域材の樹種及び対象工法の申請等を円滑に行うために定めたものである。今後、さらなる透明化を図るため、必要に応じて改訂を行うものである。

#### I. 対象地域材の樹種の申請について

- 対象地域材について(平成25年3月29日公表、平成26年3月改訂) 木材利用ポイントの付与対象とする対象地域材とは、次の(1)及 び(2)に掲げる基準を満たすものをいう。
  - (1) 次の①から③までのいずれかに該当するもの
    - ① 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品
    - ② 森林経営の持続性や環境保全への配慮等について、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品
    - ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月・林野庁)に基づき合法性が証明される木材・木材製品
  - (2) 資源量が増加しているものであって、事業目的に照らし適切と認め、あらかじめ定める樹種又は、基金管理・制度運営委員会(以下「基金管理委員会」という。)が、農林水産大臣と協議の上、資源量が増加しているものであって、事業の目的に照らし適切と認め指定する樹種に該当するもの
    - ※ 事業の目的に照らし適切と認められた樹種とは、農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな樹種とする。

スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ、アスナロ、ベイマツ(米国産)及びオウシュウトウヒ(オーストリア産)

#### 1. 対象地域材の樹種の指定

対象地域材の樹種として指定されるためには、基金管理委員会の審査により、以下の要件を全て満たすと認められる必要がある。指定は樹種の一般名で、国を定めて指定するものとする。

#### 【対象地域材の樹種の要件】

- ① 資源量(蓄積量)が国単位で増加している樹種であること
- ② 農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな 樹種であること

#### 2. 要件を満たすことの指標

- (1) 資源量(蓄積量) が国単位で増加している樹種であること
  - ① 樹種毎に、国全体で資源量(蓄積量)が増加していることが客観的に説明されていること。
  - ② ①を裏付ける客観的かつ科学的なデータが提出されていること。
    - ・データは、国単位の樹種別のものであり、公的な統計情報等出所の明らかな客観的かつ科学的なものであること(サンプリング等による推計値を含む。)。
    - ・資源量(蓄積量)のデータは直近のもの(5年程度前までのもの)を 含み、データ期間は5年以上であること。
    - ・図やグラフを提出する場合、基となる数値データもあわせて提出され ていること。
    - ・国全体で増加している樹種であることの証明は、適切と認められる場合は、複数の客観的なデータ等の組合せにより行うこともできる。
      - (例1) 1国の特定地域のみに生育している樹種については、その特定地域のデータが国全体を代表する旨のデータを提出した上で、 当該特定地域のデータにより、国全体の資源量の増加を説明する ことも可能である。
      - (例2) 樹種毎の年間生長量及び年間伐採量の数値データを示し、年間生長量が年間伐採量より大きいことを客観的かつ科学的に説明することにより、国全体の資源量の増加を説明することも可能である。(この場合においても、データは②の上記3つの点を満たす必要がある。)

- (2) 農山漁村地域の経済に対して大きな波及効果があることが明らかな 樹種であること
  - ① 全国全体及び相当数の農山漁村地域において、申請樹種の利用等により、農山漁村地域の経済に対して波及効果があることが具体的に説明されていること。
    - ・出所が明らかな客観的な直近の数値(5年程度前までのもの)を用いて説明されていること。
    - ・全国全体の農山漁村地域における説明は、申請樹種に係る全国の消費 量、製材等の生産量、生産額等を示し行うこと。
    - ・相当数の農山漁村地域における説明は、複数の具体的なエリア(例えば、〇〇県〇〇市(〇〇県〇〇地方、〇〇県〇〇町村、又はこれらを複数並べたものも可。)における、申請樹種の利用等(例えば、収穫、運搬、製材、合板や集成材等への加工、住宅施工、家具製造等。(これらすべての行為が必要な訳ではない。))による経済効果(例えば、工場立地による雇用確保効果、販売等による効果等)の説明をその地域の客観的な指標(工場数、事業所数、雇用数、販売額等(これらすべての指標が必要な訳ではない。))を示し行うこと。

# 3. 対象地域材の樹種の申請手続

対象地域材の樹種の申請は、以下により行うものとする。

#### (1) 申請できる者

登録工事業者のほか企業又は団体(外国の企業及び団体を含む。)が対象地域材の樹種について申請を行うことができる。

#### (2) 申請受付期間

事業が終了するまで随時受け付ける。

#### (3) 必要な提出書類

- ① 木材利用ポイント事業 対象地域材の樹種の指定に係る申請書(様式1)
- ② 当該国において申請樹種の資源量(蓄積量)が増加していることについての説明書
- ③ 申請樹種の利用等が、農山漁村地域の経済に対して与える波及効果についての説明書
- ④ 上記②及び③で用いたデータ等の原典のコピー、参考資料

- ※ 本ガイドラインが公表になった日以前に申請が行われたものについて は、申請書の様式は問わないものとする。
- ※ 申請はすべて日本語で行うものとする。

#### (4) 書類の提出方法・提出先

- ① 書類の提出方法
- 郵送(FAXやメールでの受付は行わない。)
- ・書類を郵送する際は、必要となる書類をすべて同封すること。
- ② 提出先

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 国土緑化推進機構気付 木材利用ポイント基金管理・制度運営委員会 事務局宛

#### (5) 注意事項

- 審査において、追加の書類等の提出を依頼する場合がある。
- ・必要な書類の不足など不備が認められた場合、審査されない場合がある。
- ・送付された書類は返却しない。

#### 4. 対象地域材の樹種の審査

#### (1)審查方法

第3者委員会である基金管理委員会において、対象地域材の樹種の要件 が満たされているかについて、提出された書類を基に、木材、建築、学識 関係等の委員により、中立かつ客観的に審査を行うものとする。

#### (2)審査結果の取扱

- ・対象地域材の樹種の要件を満たしていると基金管理委員会において認められたものは、対象地域材の樹種として指定され、その旨林野庁及び国土緑化推進機構の HP 等において公表される。
- ・基金管理委員会の審査において、要件を満たしていないと判断されたものについては継続審査とされ、追加のデータや説明書等の提出があれば、次回の基金管理委員会において再度審査される(新たなデータ等が提出されれば、何回でも審査を受けることは可能)。

#### Ⅱ. 対象工法の申請について

○ 対象工法について(平成25年3月29日公表、平成26年3月改訂) 木材利用ポイントの付与対象とする対象工法とは、次の要件を満たす ものをいう。

樹種又は地域を示して定める工法であって、事業目的に照らして適切なものとしてあらかじめ定めるもの又は、都道府県協議会の推薦を受けて、基金管理委員会が、農林水産大臣と協議の上、事業の目的に照らして適切と認めた工法に該当するもの

- ※ 事業の目的に照らし適切と認める工法とは、住宅の施工や材の調達 ・加工等を通じ、農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果 を与えることが明らかな工法とする。
  - (ア)スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、 リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として材積の 過半使用する木造軸組工法
  - (イ)スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として材 積の過半使用する丸太組構法
  - (ウ)スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として材 積の過半使用する枠組壁工法
  - (エ) 北海道において、カラマツ又はトドマツを主要構造材等として材積の過半使用する木質プレハブ工法
  - (オ) 北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県及び沖縄県において、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ、アスナロ又はベイマツ(米国産)を主要構造材等として材積の過半使用する木造軸組工法((ア)を除く。)
  - (カ)(オ)に掲げる都道府県(広島県を除く。)において、スギ、 ヒノキ、カラマツ、トドマツ又はベイマツ(米国産)を主要 構造材等として材積の過半使用する丸太組構法((イ)を除く。)
  - (キ)(オ)に掲げる都道府県において、スギ、ヒノキ、カラマツ、

トドマツ又はベイマツ (米国産) を主要構造材等として材積 の過半使用する枠組壁工法 ((ウ) を除く。)

# 1. 対象工法の指定

対象工法として指定されるためには、都道府県協議会の推薦を受け、基金管理委員会の審査により、以下の要件を満たすと認められる必要がある。工 法に使用する樹種については、対象地域材の樹種として指定されたものでな ければならない。

#### 【対象工法の要件】

農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果を与えることが明らかな工法であること

#### 2. 要件を満たすことの指標

- (1)申請工法により、申請を行う地域(都道府県内)の農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果があることが具体的に説明されていること。
- (2) 出所が明らかな客観的な直近の数値(5年程度前までのもの)を用いて説明されていること。
- (3) 説明は、相当数の具体的なエリア(例えば、○○県○○市(○○県○○地方、○○県○○町村、又はこれらを複数並べたものも可。)における、申請工法及び当該工法において使用する樹種の利用等(例えば、収穫、運搬、製材、合板や集成材等への加工、住宅施工等。(これらすべての行為が必要な訳ではない。))による経済効果(例えば、工場立地による雇用確保効果、販売等による効果等)の説明をその地域の客観的な指標(住宅施工数、住宅施工業者数、工場数、事業所数、雇用数、販売額等((これらすべての指標が必要な訳ではない。))を示し行うこと。
- (4) 説明は、追加する樹種を使用する工法のみについて行うことで足りるものとする。(木造軸組工法、丸太軸組構法及び枠組壁工法以外のものを追加する場合は、当該工法で使用する樹種すべてを使用する工法についての説明が必要。)

#### 3. 対象工法の申請及び推薦手続

対象工法の申請及び推薦は、以下により行うものとする。

#### (1) 申請できる者

登録工事業者のほか企業又は団体(外国の企業及び団体を含む。)が対象地域材の樹種を使用する工法について申請を行うことができる。

# (2) 推薦する者

申請者の依頼を受け、都道府県協議会が推薦を行う。 申請者は様式3を用い、各都道府県協議会に推薦の依頼をするものとす

る。都道府県協議会の連絡先は別紙による。

#### (3) 申請受付期間

事業が終了するまで随時受け付ける。

#### (4) 推薦に必要な提出書類

- ① 木材利用ポイント事業 対象工法の指定に係る推薦書(様式2)
- ② 木材利用ポイント事業 対象工法の指定に係る申請・推薦依頼書(様式3)
- ※ 本ガイドラインが公表になった日以前に申請が行われたものについて は、申請書や推薦書の様式は問わないものとする。
- ※ 申請はすべて日本語で行うものとする。

#### (5) 書類の提出方法・提出先

- ① 書類の提出方法
- 郵送(FAXやメールでの受付は行わない。)
- ・書類を郵送する際は、必要となる書類をすべて同封すること。
- ② 提出先

〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-4 砂防会館別館 国土緑化推進機構気付 木材利用ポイント基金管理・制度運営委員会 事務局宛

#### (6) 注意事項

- 審査において、追加の書類等の提出を依頼する場合がある。
- ・必要な書類の不足など不備が認められた場合、審査されない場合がある。

・送付された書類は返却しない。

# 4. 対象工法の審査等

#### (1)審查方法

第3者委員会である基金管理委員会において、対象工法の要件が満たされているかについて、提出された書面を基に、木材、建築、学識関係等の委員により、中立かつ客観的に審査を行うものとする。

# (2) 審査結果の取扱

- ・対象工法の要件を満たしていると基金管理委員会において認められたものは、その旨林野庁及び国土緑化推進機構の HP 等において公表される。
- ・基金管理委員会の審査において、要件を満たしていないと判断されたものについては継続審査とされ、追加のデータや説明書等の提出があれば、次回の基金管理委員会において再度審査される(新たなデータ等が提出されれば、何回でも審査を受けることは可能。)。

#### (3) 都道府県協議会への情報提供

対象工法の申請に係る書類及び審査概要・結果については、推薦を行った都道府県協議会以外の都道府県協議会にも情報提供を行うものとする。

# Ⅲ その他

1. 基金管理委員会の開催頻度

申請状況等を勘案し、おおむね3ヶ月に1度開催する。ただし、基金管理委員会の座長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2. 対象地域材の樹種及び対象工法の指定等後の手続

指定等された対象地域材の樹種及び対象工法については、林野庁及び国 土緑化推進機構の HP 等において公表された後、システム改修等事務的な 準備が整い次第、速やかに適用するものとする。

- 3. 問い合わせ先
  - (1) 指定手続や要件に関してのご質問 林野庁木材利用ポイント推進室 03-6744-2496
  - (2) 基金管理委員会の開催日程等、個別の申請に関してのご質問 国土緑化推進機構 木材利用ポイント基金管理・制度運営委員会 事務局

03 - 3262 - 8437

(3) 都道府県協議会への推薦依頼 各都道府県協議会(別紙)

# (参考1) 対象地域材の樹種に係る申請の流れ

- ・申請者が必要な書類を基金管理委員会に提出
- ・基金管理委員会の審査

(※審査の結果、継続審査となる場合がある。)

・審査結果について、個別に申請者に連絡

- ・基金管理委員会の審査の概要の公表
- ・指定された対象地域材の樹種の公表

# (参考2) 対象工法に係る申請の流れ

- ・申請者が、都道府県協議会に推薦を依頼
- ・都道府県協議会が、必要な書類を基金管理委員会に提出
- ・基金管理委員会の審査 (※審査の結果、継続審査となる場合がある。)
- ・審査結果について、個別に都道府県協議会に連絡↓
- ・都道府県協議会から申請者に審査結果を連絡
- ・基金管理委員会の審査の概要の公表
- ・指定された対象工法の公表

年 月 日

木材利用ポイント事業基金管理・制度運営委員会 殿

申請者 住所 会社・団体名 代表者氏名 印

木材利用ポイント事業 対象地域材の樹種の指定に係る申請書

木材利用ポイントの付与対象とする対象地域材の樹種の指定をお願いしたく、下記のとおり申請します。

記

# 1 申請する樹種及び対象国(注1)

14	<b>公布</b> 豆	
樹種		対象国
和名	学名	

## 2 添付資料一覧(注2)

## 3 担当者連絡先

(フリガナ)		
担当者氏名	(役職	名: )
電話番号	FAX 番号	
メールアドレス		

- (注1) 複数の樹種及び対象国がある場合は、すべて記載してください。
- (注2) 添付した資料の一覧を記載してください。
- (注3) 提出書類はすべて日本語で記載してください。

年 月 日

木材利用ポイント事業基金管理・制度運営委員会 殿

推薦者 住所 都道府県協議会名 代表者氏名

木材利用ポイント事業 対象工法の指定に係る推薦書

木材利用ポイントの付与対象とする対象工法について、下記のとおり、推薦します。

記

# 1 推薦する工法(注1)

工法(注2)	樹種(注3)	地域(注4)

## 2 推薦理由

#### 3 担当者連絡先

(フリガナ)		
担当者氏名	(役聑	铭: )
電話番号	FAX 番号	
メールアドレス		

- (注1)複数の工法を推薦する場合は、すべて記載してください。
- (注2) 木造軸組工法、丸太組工法等を記載してください。
- (注3) 推薦する工法に使用する対象地域材の樹種すべてを記載してください(すでに 指定されている対象工法に含まれる樹種についてもすべて記載してください)。
- (注4) 都道府県名を記載してください。
- (注5) 提出書類は日本語で記載ください。

年 月 日

#### ○○都道府県協議会 殿

申請者 住所 会社・団体名 代表者氏名 印

木材利用ポイント事業 対象工法の指定に係る申請・推薦依頼書

木材利用ポイントの付与対象となる対象工法の申請を行いたく、下記のとおり貴協議会の推薦を依頼します。

記

#### 1 推薦依頼する工法(注1)

工法(注2)	樹種(注3)	地域(注4)

- 2 添付資料一覧(注5)
- 3 担当者連絡先

- 1		
(フリガナ)		
担当者氏名	(役聑	烙: )
電話番号	FAX 番号	
メールアドレス		

- (注1) 複数の工法を申請する場合は、すべて記載してください。
- (注2) 木造軸組工法、丸太組工法等を記載してください。
- (注3) 申請する工法に使用する対象地域材の樹種すべてを記載してください(すでに 指定されている対象工法に含まれる樹種についてもすべて記載してください)。
- (注4) 都道府県名を記載してください。
- (注5)添付資料には、申請する工法が申請する都道府県内の農山漁村地域の雇用、 経済に対して与える波及効果についての説明書及び説明書に用いたデータ等の 原典のコピー、参考資料を添付して下さい。
- (注6) 提出書類はすべて日本語で記載してください。

# 都道府県協議会一覧

都道府県	協議会名	申請書送付宛先		<b>3</b>	T a lik
<b>都</b> 退府県	<b>勋履云</b> 名	郵便番号	住所	電話番号	その他
北海道	北海道住宅・建築生産体制強化推進協議会	060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目 北海道林業会館3F	011-251-0683	事務局 北海道木材産業協同組合連合会 FAX: 011-251-0684
青森県	青森県木材利用推進協議会	030-0151	青森県青森市大字高田字川瀬104-1	017-739-8761	
岩手県	岩手県地域型復興住宅推進協議会	020-0024	盛岡市菜園一丁目3番6号 岩手県木材産業協同組合 (担当:石川)	019-624-2141	FAX: 019-652-1018
宮城県	宮城県地域型復興住宅推進協議会	981-0908	宮城県仙台市青葉区東照宮1-8-8	022-274-0171	FAX: 022-275-4936
秋田県	秋田県木材利用ポイント事業振興協議会	010-0003	秋田県秋田市東通二丁目7番35号 秋田県木材会館 (秋田県木材産業協同組合連合会)	018-837-8091	FAX : 018-837-8093 mail : AEL03072@nifty.com
山形県	山形県木材利用ポイント事業推進協議会	990-2473	山形県山形市松栄一丁目5番41号	023-666-4800	FAX: 023-646-8699
福島県	福島県地域型復興住宅推進協議会	960-8043	福島県福島市中町5-18 林業会館2階 (福島県木材協同組合連合会内)	024-523-3307	FAX:024-521-1308 ホームページ:http://www.fmokuren.jp/
茨城県	茨城すまいづくり協議会	310-0852	茨城県水戸市笠原町978-30(一般財団法人 茨城県建築センター内)	029-305-7300	事務局:一般財団法人 茨城県建築センター FAX:029-305-7310 ホームページ:http://www.ibaraki-reform.com/ 茨城県木村協同組合連合会 TEL:0294-33-5121 FAX:0294-33-5191 ホームページ:http://www.wood-ibaraki.jp/
栃木県	栃木県木造住宅生産体制推進協議会	321-0933	栃木県宇都宮市簗瀬町1958-1 栃木県建設産業会館1階	028-633-1325	FAX: 028-639-3160 ホームページ: http://www.tochigi-kenchikushikai.or.jp/
群馬県	群馬県地域材活用推進協議会	379-2131	群馬県前橋市西善町524-1(群馬県木材組合連合会内)	027-266-8220	FAX:027-266-8223 ホームページ:http://www.gunma-wood.com/
埼玉県	埼玉県木材利用ポイント推進協議会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂1-14-13 一般社団法人埼玉県木材協会内	048-822-2568	FAX:048-824-0720 ホームページ:http://www.mokkyo-saitama.jp/
千葉県	千葉県木造住宅生産体制強化推進協議会	275-0001	習志野市東習志野6-16-31	047-476-5521	FAX: 047-478-9643
東京都	東京都木造住宅生産体制強化推進協議会	150-8503	東京都渋谷区渋谷2-17-5 シオノギ渋谷ビル8F (担当部署:まちづくり推進部 まちづくり推進課)	03-5466-2103	事務局: 公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進部 まちづくり推進課 FAX: 03-5778-2791 ホームページ: http://www.tokyo- machidukuri.or.jp/tokyo/index.html
神奈川県	神奈川県住宅·建築関係事業者支援協議会	231-0011	神奈川県横浜市中区太田町2-22 神奈川県建設会館4階	045-664-6896	事務局:公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会 FAX:045-664-9359 協議会ホームページ: http://www.machikyo.or.jp/jigyosyashien/index.html
新潟県	新潟県木造住宅生産体制強化推進協議会	950-0072	新潟県新潟市中央区竜が島1丁目7番13号(新潟木材会館2F) (新潟県木材組合連合会内)	025-245-0733	FAX: 025-243-5475
富山県	富山県木材利用ポイント事業推進協議会	930-8507	富山市丸の内1丁目8番10号 (一般財団法人 北陸経済研究所内)	076-433-1194	FAX: 076-433-1164

都道府県	協議会名	申請書送付宛先		電話番号	7.0 lb
<b>都追</b> 府果	<b>勋展</b> 云石	郵便番号	住所	电码倍符	その他
石川県	石川県木材利用ポイント事業推進協議会	920-0211	金沢市湊2丁目118番地15(石川県木材産業振興協会内)	076-238-7746	FAX: 076-238-7725
福井県	福井県木材利用ポイント事業推進協議会	918-8114	福井県福井市羽水3-110 福井県木材組合連合会	0776-35-5663	問合せ時間 午前10時~午後5時 Ta 0776-35-5663 FAX 0776-35-7212 (土日祝日は休みます)
田川水	個が未不が利用がリンドデスに延励成立	910-0859	福井県福井市日の出5-4-7 福井県建築組合連合会	0776-54-2615	問合せ時間 午前10時~午後5時 🗈 0776-54-2615 FAX 0776-54-8878 (土日祝日は休みます)
山梨県	山梨県地域材利用推進協議会	400-0047	甲府市徳行4-11-20 (山梨県産材認証センター(山梨県木材協会内))	055-228-7339	FAX 055-222-7703 ホームページ http://www.y-wood.com/
長野県	信州木材利用ポイント推進協議会	380-8567	長野県長野市岡田町30-16	026-226-1471	ホームページ: http://www.pref.nagano.lg.jp/rinmu/ringyou/point/mokuzaipoi nto.htm
岐阜県	岐阜県木造住宅生産体制強化地域協議会	500-8356	岐阜県岐阜市六条江東2丁目5番6号 ぎふ森林文化センター3階 岐阜県木材協同組合連合会内	058-271-9941	FAX: 058-272-3858
静岡県	静岡県地域木造住宅生産体制強化地域協議会	422-8067	静岡県静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル4階 (事務局:(一財)静岡県建築住宅まちづくりセンター)	054-202-5573 (担当:松村)	ホームページ:http://www.shizuoka-kjm.or.jp/
愛知県	木材利用ポイント愛知県協議会	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番16号	080-1607-9748	FAX:052-951-6958 ホームページ:http://www2.ocn.ne.jp/~amore709/
三重県	三重県木材利用ポイント推進協議会	514-0003	三重県津市桜橋一丁目104番地 (三重県木材協同組合連合会内)	059-228-4715	FAX: 059-226-0679
滋賀県	滋賀県木造住宅協会	523-0015	滋賀県近江八幡市上田町175	0748-37-7185	FAX:0748-37-6982 ホームページ:http://shiga-kinoie.com/
京都府	京都府木材利用ポイント推進協議会	602-8031	京都府京都市上京区釜座通椹木町上る東裏辻町417大和ビル 一般社団法人京都府建築士事務所協会内	075-222-1717	FAX:075-222-1700 ホームページ:http://www.kyoto-kenchiku.com
大阪府	大阪府地域産材活用フォーラム	550-0013	大阪市西区新町3-6-9 一般社団法人大阪府木材連合会	06-6538-7524	FAX:06-6531-9184 ホームページ:http://www.mokuzai.or.jp
兵庫県	ひょうご木材利用ポイント推進協議会	650-0012	兵庫県神戸市中央区北長狭通5丁目5-18 兵庫県木材業協同組合連合会内 ひょうご木材利用ポイント推進協議会事務局	078-371-0627	FAX: 078-371-7662 ホームページ: http://www1.odn.ne.jp/hyogomokuren/
奈良県	「奈良の木」マーケティング協議会	634-0804	奈良県橿原市内膳町5-5-9(奈良県木材協同組合連合会内)	0744-22-6281	FAX:0744-24-4587 ホームページ:http://www.naranoki.net
和歌山県	和歌山県木造住宅生産体制強化推進協議会	641-0036	和歌山市西浜1660番地 和歌山県木材協同組合連合会内	073-446-0592	FAX: 073-444-0498
鳥取県	鳥取県木材利用推進協議会	680-0874	鳥取市叶122 西垣ビル3号室 鳥取県木材協同組合連合会内 (鳥取県木材利用推進協議会 事務局)	0857-30-5490	FAX: 0857-30-5491
島根県	島根県住宅振興協議会	690-0886	島根県松江市母衣町55 島根県林業会館3階 (一般社団法人島根県木材協会内)	0852-21-3852	ホームページ:http://shimane-mokuzai.jp/
岡山県	岡山県木造住宅生産体制強化推進協議会	700-0824	岡山市北区内山下1-3-19 建築会館4階 一般社団法人岡山県建築士会内	086-223-6671	FAX : 086-221-2185 ホームページ : http://www.aba-momo.com
広島県	広島県木造住宅生産体制強化推進協議会	730-0052	広島市中区千田町三丁目7-47 公益社団法人広島県建築士会内	082-244-6830 (代)	FAX: 082-244-3840
山口県	県産木材需要拡大協議会	753-0074	山口市中央4丁目5番16号(県商工会館2F) (社)山口県木材協会内	083-922-0157	FAX: 083-925-6057
徳島県	徳島県木材利用ポイント協議会	770-8001	徳島県徳島市津田海岸町5番13号	088-662-2521 088-679-9470	FAX: 088-662-2224 URL: http://awa-kenmokuren.com/

都道府県	協議会名	申請書送付宛先			7 O M.
<b>郁</b> 坦府果		郵便番号	住所	電話番号	その他
香川県	香川県木材利用ポイント推進協議会	761-8031	高松市郷東町796-71(香川県木材協会内)	087-881-9343	
愛媛県	愛媛県木材利用ポイント推進協議会	790-8582	松山市三番町4丁目4-1	089-941-0165	FAX:089-941-7566 ホームページ:http://www.kinosoudan.jp/
高知県	高知県林業活性化推進協議会	780-0801	高知県高知市小倉町2番8号	088-883-6721	FAX:088-884-1697 mail:info@k-kenmoku.com ホームページ:http://www.k-kenmoku.com/
福岡県	福岡県地域木造住宅生産体制 強化地域協議会	812-0068	福岡県福岡市東区社領1-2-9	092-621-7400	
佐賀県	佐賀県木材利用推進協議会	840-0027	佐賀県佐賀市本庄町大字本庄278番地4 佐賀県木材協会内	0952-23-6181	FAX:0952-29-2187 ホームページ:http://www.sagamokukyo.jp
長崎県	長崎県地域材活用推進協議会	854-0063	長崎県諫早市貝津町1122番地6 長崎県森林組合連合会内	0957-27-1755	FAX:0957-25-0193 ホームページ:http://www.nagasaki-moriren.org/
熊本県	熊本県木材利用ポイント事業協議会	862-0954	熊本市中央区神水1丁目11番14号	096-382-7919	FAX:096-382-7893 ホームページ:http://kumamotonoki.com
大分県	大分県木造住宅等推進協議会	870-0004	大分県大分市王子港町1-17 大分県木材会館 1F	097-532-7151	FAX:097-537-8441
宮崎県	みやざき木づかい県民会議	880-0805	宮崎県宮崎市橘通東1丁目11番1号	0985-24-3400	事務局: 宮崎県木材協同組合連合会 FAX:0985-27-3590 ホームページ:http://www.miyazaki-mokuzai.or.jp/
鹿児島県	鹿児島県木造住宅推進協議会	892-0838	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番228号	099-224-4543	FAX:099-226-3963 ホームページ:http://www.kjc.or.jp/
沖縄県	沖縄県木材利用促進協議会	900-0033	沖縄県那覇市久米2-2-10	098-868-3656	FAX: 098-863-6431